

令和6年能登半島地震にかかる 新潟市自治会等集会所建設費補助金交付要綱

令和6年3月22日 制定

令和7年3月21日 改正

（趣旨）

第1条 この要綱は、新潟市補助金等交付規則（平成16年新潟市規則第19号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、令和6年能登半島地震により被害を受けた自治会・町内会又はその連合組織（以下「自治会等」という。）が所有又は使用する集会所について、災害復旧にかかる建設、購入又は修繕に要する経費の一部を補助するために、新潟市自治会等集会所建設費補助金交付要綱（以下「建設費補助金交付要綱」という。）とは別に必要な事項を定めることにより、被害を受けた集会所の早期復旧を図ることを目的とする。

（補助金の交付）

第2条 市長は、集会所を建設し、購入し、又は修繕する自治会等に対して、予算の範囲内において補助金を交付する。

（補助金交付の対象）

第3条 この要綱の補助金交付の対象とする場合は、令和6年能登半島地震により被害を受けた集会所で、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

ただし、建替、購入、又は大改修については、被害を受けた集会所が、内閣府が定めた「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」に基づく調査により「全壊」、「大規模半壊」、「中規模半壊」、「半壊」のいずれかに該当した場合に限り、補助対象とする。

（1） 既存の集会所を取り壊し、新たに集会所を建設する場合。

その際、新たに建設する集会所は、既存の集会所と同一場所でなくても構わない。

（2） 骨組みを残して他は新築と同様の改修を行う場合。

（3） 既存の集会所を取り壊し、別途既存建物を集会所とするため、当該建物を購入又は借上する場合。

（4） 集会所の維持管理上必要と認められる修繕を行う場合。

2 令和6年能登半島地震以前に建設費補助金交付要綱に基づく補助金の交付を受けた集会所であっても、令和6年能登半島地震により被害を受けたものは、この要綱に基づく補助金の交付対象とする。

3 この要綱に基づき補助金の交付を受けた集会所について、交付と同一年度内に令和6年能登半島地震により被害を受けたことにより再度大改修又は修繕を行う場合は、特に市長が認める場合を除き、改修又は修繕部位が重複しない場合に限り、この要綱に基づく補助金交付の対象とすることができるものとする。

- 4 この要綱に基づき補助金の交付を受けた集会所について、交付から10年以内に建設費補助金交付要綱に基づき再度大改修又は修繕を行う場合は、特に市長が認める場合を除き、改修又は修繕部位が重複しない場合に限り、建設費補助金交付要綱に基づく補助金交付の対象とすることができるものとする。ただし、この要綱に基づく補助金の交付を最初に受けた年度から起算して10年間に交付する建設費補助金交付要綱に基づく補助金の累計額は、建設費補助金交付要綱第5条に定める額を超えないものとする。

(大規模集会所の範囲及び普通規模集会所)

第4条 大規模集会所（以下「大規模」という。）の対象となる範囲は、建替、購入又は大改修する自治会等の普通世帯数が500世帯以上であること。

- 2 大規模以外の集会所を普通規模集会所（以下「普通規模」という。）とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額及び補助率は次のとおりとする。

- (1) 第3条第1項第1号から第3号に規定する集会所の建設、購入又は大改修等を行う場合、普通規模については1,200万円、大規模については1,800万円を限度とし、第6条各号に掲げる費用を除いた集会所の建設又は購入に要する費用の4分の3の範囲内の別表による算式を基準とした額とする。
- (2) 第3条第1項第4号に規定する集会所の修繕の場合、750万円を限度とし、第6条各号に掲げる費用を除いた工事に要する費用の4分の3以内の額とし、千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。
ただし、第6条各号に掲げる費用を除いた工事費が1件30万円未満のものについては、補助金を交付しないものとする。
- (3) 前2号の規定にかかわらず、建設、購入又は修繕を行う集会所に対し、本要綱によらない新潟市の他の補助金等の交付を受けた場合、当該補助金等の額を上限額から控除する。

(補助金交付の対象外費用の範囲)

第6条 次の各号に掲げる費用は、補助金の交付の対象から除くものとする。

- (1) 敷地の購入又は借入に必要な費用
- (2) 既存の建築物を解体し、又は移転に必要な費用及び整地等の費用
- (3) 建設及び購入手続等に要する費用及び借上に要する費用
- (4) 物置、植栽等の費用
- (5) 備品や消耗品の修理に要する費用

(交付申請)

第7条 規則第6条第1項の規定により補助金の交付を受けようとする自治会等は、補助金交付申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。

- (1) 集会所の建設、購入又は修繕に係る収支予算書
- (2) 工事計画書

- (3) 工事見積書
- (4) 設計図書（平面図、立面図、付近見取図。ただし、100万円以下の修繕の場合は不要）
- (5) 建築確認通知書の写し（建築確認申請が必要な場合）
- (6) 契約書の写し（仮契約書でも可。ただし、100万円以下の修繕の場合は不要）
- (7) 土地の所有又は利用に関する権利書類
- (8) 現況写真
- (9) 建替、購入又は大改修については、被害の程度が「全壊」、「大規模半壊」、「中規模半壊」、「半壊」のいずれかに該当したことを証明する罹災証明書又は市長が交付したこれに準じる書面（写しでも可。）
- (10) その他市長が必要と認める書類

（交付決定及び通知）

第8条 市長は、規則第6条の規定により補助金の交付申請があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助金を交付するか否かを決定するものとする。

2 前項の規定による審査等の結果、補助金の交付を決定したときはその決定の内容を、速やかに補助金交付決定通知書により、自治会等に通知するものとする。

（実績報告）

第9条 自治会等は、補助事業が完了したときは、規則第13条の規定により補助事業実績報告書に次に掲げる書類を添えて、市長に報告しなければならない。

- (1) 検査済証の写し（建築確認申請が必要な場合）
- (2) 建設費、購入費又は修繕費を支払ったことを証明する書類
- (3) 集会所の建設、購入又は修繕に係る収支精算書
- (4) 集会所の写真（全景及び内部）
- (5) 契約書の写し（ただし、交付申請時に提出した場合は不要）
- (6) その他市長が必要と認める書類

（額の確定等）

第10条 市長は、前条の規定により実績報告書を受けた場合においては、当該実績報告書の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、その旨を補助金確定通知書により、自治会等に通知するものとする。

（概算払い）

第11条 自治会等より概算払依頼書の提出があった場合は、規則及び新潟市財務規則（昭和39年新潟市規則第12号）の規定に基づき、概算払いができるものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年3月22日から施行する。

(適用期間)

2 この要綱の適用期間は、令和6年1月1日から令和7年3月31日までとする。

ただし、同期間内に第8条の規定により決定し、かつ、令和7年4月1日以降に工事が完了することを認めた自治会等に対するこの要綱の規定の適用については、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。

附 則

この要綱は、令和7年3月21日から施行する。

別 表

1	補助金額の算定基準 (1) 建替の場合 (延べ面積×基準単価) × 3 / 4 以内 ただし、建設単価が基準単価を超えたときは基準単価とし、基準単価に満たないときは、当該見積書の建設単価とする。 (2) 大改修の場合（購入時に伴う増改築を含む） (改修面積×基準単価) × 3 / 4 以内 ただし、改修単価が基準単価を超えたときは基準単価とし、基準単価に満たないときは、当該見積書の改修単価とする。 (3) 購入の場合 [購入面積 × { (基準単価 × 残存価値率) + 改修単価 }] × 3 / 4 以内 ただし、購入単価が算式による額 (基準単価 × 残存価値率) を超えたときは、算式による額とし、算式による額に満たないときは、当該契約書の購入単価とし、その適用単価に改修単価を加えた額は、基準単価をもって限度とする。 ※基準単価は、外構工事等を除く、建物にかかる工事費にのみ適用する。
2	端数の切り捨て 前項各号の算式によって得た額の千円未満の端数は切り捨てる。
3	基準単価 令和6年1月1日時点で公表されている「政府統計の総合窓口」での新潟県の事務所工事費から算出した平均単価とする。 ただし、マンション等購入に係る基準価格はその都度定める。
4	残存価値率 $\text{残存価値率} = \frac{\text{耐用年数} - \text{経過年数}}{\text{耐用年数}}$ ただし、残存価値率が0.5を下回る場合は、0.5を残存価値率とする。 耐用年数は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）別表に規定する耐用年数とする。